

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月6日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社青山国際(法人番号3013301038498) 代表者湯 書深
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区千早二丁目28番13号 池袋ウエストハイツ405号 (本社営業所) 東京都豊島区千早2-28-13-405
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(95日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第48条
(6)違反行為の概要	令和元年9月4日及び令和元年10月9日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(5)整備管理者に対する権限付与義務違反(車両法第50条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 10 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (令和2年10月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月6日
(2)事業者の氏名又は名称	GT株式会社(法人番号3010601051272) 代表者李 哲范
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区両国4-36-7 (春江町営業所) 東京都江戸川区春江町3-28-5
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年10月15日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月13日
(2)事業者の氏名又は名称	吉立 弘
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、平成30年度の負担金を納付せず、令和元年12月9日付け関自旅二第3934号による負担金納付命令(納付期限令和2年1月8日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (令和2年10月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月21日
(2)事業者の氏名又は名称	国際自動車株式会社(法人番号8010801018901) 代表者牛久 恭文
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区東雲二丁目6番1号 (台東営業所) 東京都台東区橋場二丁目20番13号
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年10月21日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
〈令和2年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月22日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンキャブ(法人番号2011101023399) 代表者高野 公秀
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区戸山3-15-1 (本社営業所) 東京都新宿区戸山3-15-1
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年10月22日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (令和2年10月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月27日
(2)事業者の氏名又は名称	平安興業株式会社(法人番号7030001112462) 代表者劉磊
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区保木間5-22-23 (東京営業所) 東京都足立区保木間5丁目22番23号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年11月18日及び令和元年12月16日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月27日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社イースター(法人番号2011101055203) 代表者金 義錫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区水元4丁目23-9 (本社営業所) 東京都葛飾区水元4丁目23-9
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年11月29日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (令和2年10月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月29日
(2)事業者の氏名又は名称	国際自動車株式会社(法人番号8010801018901) 代表者牛久 恭文
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区東雲二丁目6番1号 (東雲営業所) 東京都江東区東雲二丁目6番1号2階
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年10月29日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)



【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (令和2年10月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年10月30日
(2)事業者の氏名又は名称	日の丸交通株式会社(法人番号3010001144081) 代表者富田 和孝
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都文京区後楽1-1-8 (世田谷営業所) 東京都世田谷区南烏山1-1-18
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年10月30日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)